<福岡の特殊建築物定期報告は株式会社モリヤにお任せください。定期報告が必要な「建築物」と「建築設備・防火設備」は次の通りとなります(福岡市の例)>

■建築物■

	m/s	規模 (いずれかに該当するもの)	報告年度(令和)		
	用途		3年度	4年度	5年度
1号	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの			
		②当該用途の床面積(客席部分)が 200 ㎡以上のもの	_	_	0
		③劇場・映画館・演芸場で、主階が1階でないもの			
	劇場·映画館·演芸場·観覧場	④当該用途の床面積が 300 ㎡を超えるもの			
2号	病院	①当該用途が地階又は3階以上の階にあるもの			
		②2 階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの	_	0	_
		③階数が3以上で、当該用途の床面積が300 meを超えるもの			
	診療所 (患者の収容のあるものに限る)	①当該用途が地階又は3階以上の階にあるもの			
		②2 階にある当該用途の床面積が 300 m ³ 以上のもの	_	_	0
		③階数が3以上で、当該用途の床面積が300 m²を超えるもの			
	ホテル・旅館	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの			
		②2 階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの	0	_	_
		③地階又は3階以上の階に当該用途があり、当該建築物のその用途の床面積が300㎡をこえるもの			
	高齢者・障がい者等の就寝の用に供するもの	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの		0	_
	(グループホーム・老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等)	②2 階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの		O	_
3号	体育館(学校以外)・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スケート場・水	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの	0	_	
	泳場・スポーツの練習場	②当該用途の床面積が 2,000 ㎡以上のもの)		
4号	百貨店・マーケット・物品販売を営む店舗・展示場(展示場は④を除く)	①当該用途(100㎡超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの			
		②2 階にある当該用途の床面積が 500 ㎡以上のもの			
		③当該用途の床面積が 3,000 m ³ 以上のもの	_	0	_
		④地階又は3階以上の階に当該用途があり、当該建築物のその用途の床面積が1,000 ㎡を超えるも			
		σ			
	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・	①当該用途(100 m²超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの			
	待合·料理店·飲食店	②2 階にある当該用途の床面積が 500 ㎡以上のもの	\circ	_	_
		③当該用途の床面積が 3,000 m ² 以上のもの			
5号	地下街	居室の床面積が 1,500 m を超えるもの		_	0
6号	共同住宅	5階以上の階のいずれかの階における当該用途が 100 m²を超えるもの	中央区	東区	博多区
			西区	城南区	南区
				早良区	

■建築設備・防火設備■

4.6 更 (4.1)	報	報告年度(令和)	
対象要件		4年度	5 年度
上記「1」~「5」に掲げる規模の建築物に付属する建築設備、防火設備			
病院、有床診療所、高齢者、障がい者等の就寝の用に供するもの(グループホーム・老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等)で、上記「2」の規模未満かつ当該用途の床面積の合計が200㎡以上あ	0	0	0
る建物に付属する防火設備			